



竜王町公告第 25 号

交流・文教ゾーン公園基本設計業務について、公募型プロポーザル方式による業者の選定を行うもので、次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 8 日

竜王町長 西田 秀治



1 業務概要

(1) 業務名称 交流・文教ゾーン公園基本設計業務

(2) 業務概要

ア 履行場所 滋賀県蒲生郡竜王町大字綾戸地先

イ 履行期間 契約締結日から令和 6 年 12 月 20 日まで

ウ 業務内容 交流・文教ゾーンにおける公園の基本設計 一式

※業務の詳細については、「交流・文教ゾーン公園基本設計業務委託仕様書」による。

2 プロポーザル実施スケジュール

内容	日程
公告（公募および質問受付開始）	令和 6 年 5 月 8 日（水）
質問書の提出期限	令和 6 年 5 月 29 日（水）午後 5 時まで
質問書の回答	令和 6 年 5 月 31 日（金）
参加申込書兼誓約書等の提出期限	令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 5 時まで
企画提案届出書等の提出期限	令和 6 年 6 月 19 日（水）午後 5 時まで
プレゼンテーション審査	令和 6 年 7 月 5 日（金）
審査結果の通知	令和 6 年 7 月上旬

※参加申込書兼誓約書、企画提案届出書等の提出については、「4 担当課」への持参または郵送とする。

3 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、次の項目をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和 6 年度竜王町入札参加資格有資格者名簿「建設コンサルタント」に登録されている者であること。
- (3) 平成 15 年度から令和 5 年度までの間において、同種または類似業務に係る官公庁からの受託実績を有し、かつ、その業務に従事した実績を有する者を本業務の管理技術者と

して配置できる者であること。

- (4) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間において、竜王町建設工事等指名停止基準（平成 17 年竜王町告示第 1 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者およびその開始決定がされている者
 - エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員およびそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
- (7) 竜王町暴力団排除条例（平成 23 年竜王町条例第 21 号）第 6 条に基づく入札への排除措置を受けていないこと。

4 担当課

竜王町中心核整備課

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地

TEL : 0748-58-3717 FAX : 0748-58-5050

E-mail : chushin@town.ryuoh.shiga.jp